

「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」の概要 【金融審議会金融分科会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ報告】(平成24年12月25日)

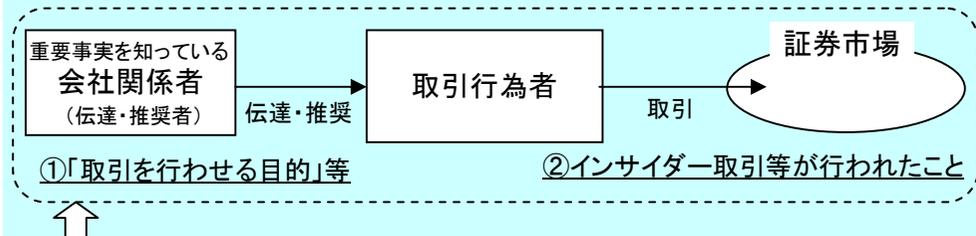
I. 情報伝達・取引推奨行為に対する規制等

○情報伝達・取引推奨行為に対する規制

〔考え方〕

- ・ 情報受領者によるインサイダー取引の発生を防止していくためには、不正な情報伝達をいかに抑止していくかが重要な課題
- ・ 金商法の目的を踏まえ、上場会社の通常の業務・活動に支障が生じないように配意しつつ証券市場・金融商品取引と結びついた不正な情報伝達・取引推奨を規制

〔規制対象〕



「取引を行わせる目的」等で情報伝達・取引推奨を行い、インサイダー取引等が行われた場合に刑事罰・課徴金の対象

〔上場株券等の仲介業者〕(証券市場のゲートキーパーとして公共性の高い役割)

⇒違反行為に対するより実効性のある抑止策

- 課徴金額の; 売買手数料(例えば3ヶ月分)、引受手数料(増資に係る売さばき業務に関連した違反の場合)
計算方法
- 氏名の公表; 違反抑止の観点から注意喚起のために実行行為者の氏名を公表(補助的な役割を担った者を除く)

※上記規制の対象とならない情報漏えいについては、法人関係情報の適切な管理を定めた業規制により抑止を図っていく

○その他

- ・ 機関投資家等の運用担当者等が取引上の立場を利用して重要事実を要求するなどにより、インサイダー取引を行った場合
⇒注意喚起のため違反行為の中心的役割を担った者等の氏名を公表(不公正取引を反復して行った者についても氏名を公表)

II. 「他人の計算」による違反行為に対する課徴金の見直し

○資産運用業者が顧客の計算で違反行為を行った場合

〔考え方〕

- ・ 資産運用業者は、違反行為によって将来にわたり継続的に運用報酬を維持・増加させることが可能
- ・ 資産運用業者が違反行為によって得る利得は違反行為に係る対象銘柄に対応する部分だけでなく、顧客からの運用報酬全体に及んでいる
⇒運用報酬を継続的に得ることが可能であることを踏まえ、一定期間(例えば3ヶ月)の運用報酬全体を基準として課徴金額を計算

(参考) 現行の課徴金額の計算方法

$$\text{運用報酬(月額)} \times \frac{\text{対象銘柄の最大額}}{\text{運用財産の総額}}$$

III. 近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し

○公開買付け等に係る規制の対象者の範囲拡大

○公開買付け等事実の情報受領者が行う一定の取引に係る適用除外

○重要事実を知っている者間での取引に係る適用除外

○重要事実を知る前の契約・計画に基づく売買等の適用除外

IV. インサイダー取引等の未然防止等に向けた取組み

○金融庁・証券取引等監視委員会における取組み

○金融業界における取組み

○金融商品取引所における取組み

(参考)近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し等

Ⅲ. 近年の金融・企業実務を踏まえた規制の見直し

○公開買付け等に係る規制の対象者の範囲拡大

⇒公開買付者等から伝達を受けた被買付企業が、インサイダー取引規制の対象者に当たることを明確に位置付け

※現在、被買付企業については、公開買付者等との間の契約の存在等によりインサイダー取引規制を適用

○公開買付け等事実の情報受領者が行う一定の取引に係る適用除外

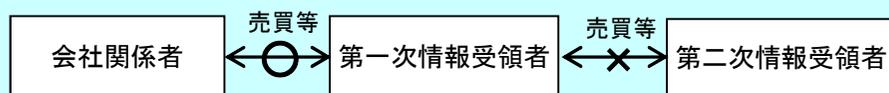


・現在、公開買付け等事実の情報受領者による被買付企業の株券等の買付けは、公開買付者等が当該事実を公表するまで原則禁止

⇒情報受領者が公開買付けを行う場合に「公開買付開始公告」及び「公開買付届出書」に伝達を受けた情報を記載した場合には適用除外

⇒情報受領者が最後に伝達を受けてから相当の期間(例えば6ヶ月)経過した場合には適用除外

○重要事実を知っている者の中での取引に係る適用除外



・現在、第一次情報受領者と第二次情報受領者との間で行う取引は適用除外の対象外

⇒第一次情報受領者と第二次情報受領者との間の取引も適用除外の対象とする

○重要事実を知る前の契約・計画に基づく売買等の適用除外

・現在は、限定列挙による適用除外

⇒売買等の具体的な内容が事前に定められているなど、裁量的でないものについて、包括的に適用除外を規定することにより、適用除外範囲を拡大

Ⅳ. インサイダー取引等の未然防止等に向けた取組み

○金融庁・証券取引等監視委員会における取組み

・課徴金事例集についてより実務の参考となるよう取り組む等

○金融業界における取組み

・証券会社における法人関係情報の管理態勢の点検・改善等を継続
・日証協の自主規制ルールの見直し、エンフォースメントの強化等

○金融商品取引所における取組み

・不正な情報伝達を行った者の所属する上場会社に対する情報提供・注意喚起
・スクープ報道がされた場合の適切な開示に向けた取組み